

雜 件 報 告

一、日本労働組合會議參加の件

第三回聯盟大會に於て加盟を決定せる日本労働組合議部が、數回の委員會懇談會を通じて、日本労働組合會議に發展的改組を遂げ、去る九月二十五日、東京芝浦會館にて結成大會を挙ぐるに當り、我が聯盟は、松浦聯盟主事、新妻大阪同志會長、木下山口縣海反同志會主事、田上横浜港灣從業員組合主事、飯島東京油反同志會顧問、関根東京海反同志會常任が代議員として出席し、第三回大會に於て決議せる労働者災害扶助法の適用範囲の拡大を大會議案として提出し、松浦聯盟主事眞の提案理由の説明を存し、満場一致可決し、日本労働組合會議を通じて我等の決議は達成せられつゝあり。決議は左の如し。

決 議

労働者災害扶助法第一條に左の数項を挿入追加する事を決議す。

労働者災害扶助法第一條第1項
岸壁、桟橋、渡止場、停車場、倉庫へ船舶ヨリ、若クハ船舶へ及ビ内地港々間ノ貨物及び旅客輸送ノ事業又ハ平水航路及び湖川、港湾ノミラ航路定期トシテ貨物及び旅客輸送ノ事業。

二、水上生活者選舉権獲得鬪爭

水上生活者に公民権扶助すべしに就ては、我聯盟は創立以來運動を續け、來つたものであるが、本年八月二日大審院に於て、若松市所屬油面に就き、繫埠を持つ船夫が、選舉人名簿登録請求の訴訟を提起し、市が敗訴となり、水上生活者の選舉権が確認されたるに端を発し、我聯盟は全國油反同志會に指令を發して、横浜特に開港工展開せし結果、社會的に最大のセイ・セイ・ヨン・ヨン工起し、遂に神戸、門司、戸畠、若松、大阪、名古屋、横浜等、日本年度より登録する事に決定、其の他の港湾都市に於ても地方的骨牌事情を參照し、可及的早、調査登録する事を存り、テ入本收穫を收め既に